

白川町議会基本条例の検証結果・今後の対応

				令和5年6月検証
章	条番号	条 文	実績・検証結果	今後の対応
第2章議会及び議員の活動原則等	2-1	(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。	○議会公開の原則に基づき、議会本会議の傍聴、議事録の公開をホームページにて行っているほか、議会だよりの発行、CCnetによる本会議のライブ放送と再放送を行っています。令和4年6月定例会からはYoutubeによる配信も始め、いつでも本議会議を視聴することができるようになりました。	○今後も町民に向け、本会議等の傍聴、議事録公開等を継続するほか、開かれた議会を意識し、広聴活動の開催に努めていきます。
	2-2	(2) 町民の立場に立ち、適切な町政運営が行われているか監視し、及び評価することに努めること。	○委員会、全員協議会等において、町行政（執行部）より説明を受け、町民の立場に立った行政運営の監視及び評価に努めています。	○今後も委員会、全員協議会等において、町行政（執行部）の説明に対し、町民の立場に立った行政運営の監視及び評価に努めていきます。
	2-3	(3) 町民の多様な意見要望の把握に努め、これを町政に反映させるための議会運営を行うこと。	○コロナ禍もあり、町民の皆さんとの意見交換会の開催が困難でした。	○意見交換を積極的に行うよう努めていきます。
	2-4	(4) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ適度な討議を重んじ、論点及び争点を明らかにすること。	○これまでの協議会では、議員間討議を十分設けることができませんでした。	○議員間討議を行う議会運営に努めていきます。重要案件においては、委員会にて審査するよう努めていきます。
	3	(議員研修の充実及び強化) 第3条 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行うことにより、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。	○研修視察実績 新庁舎建設に関する視察 廃校利用に関する研修視察 相続放棄等に関する研修 救急医療体制に関する研修 省エネルギー事業の研修 など	○今後も目的に沿った研修や視察を行うことで、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めていきます。
	4-1	(委員会の活動原則) 第4条 委員会は、次に掲げる原則に基づき適正な運営を行うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、委員会の設置目的が十分に発揮されるよう努めること。	○総務常任委員会の活動は活発になってきています。議案等の審査及び審議については、全員協議会で行われています。	○委員会の設置目的が十分に発揮される委員会運営に努めていきます。
	4-2	(2) 議案等の審議及び審査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めること。	○予算決算審査常任委員会の議論の内容について、議会だよりで要約にて公開しています。	○今後も議会だよりにて、町民にわかりやすく議論の内容を公開していきます。
	5-1	(議員の活動原則) 第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 (1) 日常の調査研究及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。	※議員において、各自個人評価を行いました。	
	5-2	(2) 町政全般にわたり、町民の多様な意見の聴取に努め、政策提言及び議会審議に生かすよう努めること。		
	5-3	(3) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
6	(危機管理) 第6条 議会は、不測の事態が起こった場合においても、議会機能の維持に努め、町民の生命、身体及び財産を守るため、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）が迅速かつ円滑に災害対策等を行えるよう必要な協力を行うものとする。	○防災については、常に関心を寄せ、行政の行う説明会等や、各地域が行う災害対策協議会に積極的に参加しています。	○引き続き、防災について関心を持ち、不測の事態に備え防災力向上に努めていきます。	
第3章議員の政治倫理	7-1	第7条 議員は、町民の代表としての倫理性を自覚するとともに、良心及び責任感をもって議員の品位を保持し、見識を高めるよう努めるものとする。	※議員において、各自個人評価を行いました。	
	7-2	2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。		
第4章町民と議会との関係	8-1	第8条 議会は、町民に対し積極的に情報を提供するため、町議会だより（白川町議会広報の発行に関する条例（平成8年白川町条例第24号）に基づき設置する議会広報編集委員会により発行される議会広報をいう。）、町ホームページ等（以下「広報紙等」という。）多様な情報伝達手段を活用し、広報活動の充実を図るものとする。	○議会公開の原則に基づき、議会だよりの発行、CCnetによる本会議のライブ放送と再放送、令和4年6月定例会からはYoutubeによる配信も始めました。また、本会議の傍聴、議事録の公開もホームページにて行なっています。	○今後もCCnetをはじめ、様々な方法を用いて、町民への情報公開と発信を行なっていきます。
	8-2	2 議会は、町民との意見交換の場を設け、webアンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握及び反映に努めるものとする。	○今期は行っていません。過去に行った際は、一定の評価を受けたため、行うことが望ましい。	○意見交換会を含め、webアンケートなど必要に応じ、積極的に広聴活動を行うよう努めていきます。
	8-3	3 議会は、広く町民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用を努めるものとする。	○今期において、参考人制度及び公聴会制度の活用はありませんでした。	○必要に応じ、町民の意見及び知見を反映させるため、制度の活用を努めていきます。
	8-4	4 議会は、請願及び陳情(要望)の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情(要望)の提出者の意見を聴くことができる。	○要望に対し、提案者の意見聴取を行いました。要望の意図、背景など、より詳しく知ることができ、審議への反映ができました。	○今後も、必要に応じて要望者の意見聴取を行います。
	8-5	5 議会は、それぞれの議員の活動状況について町民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情(要望)に対する議員の賛否の結果を広報紙等において公表するものとする。	○議案、請願及び陳情への賛否については議会だよりにて公表しています。	○今後も、議会だよりにて議員の賛否の公表を行っていきます。

第5章議会と町長等との関係	9-1	第9条 議会及び議員は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めるものとする。	○町長との立場と権能の違いを踏まえ、全員協議会等で議案に対し十分に協議し、本会議での議決に臨んでいます。	○今後も、提出される議案等に対し全員協議会等で十分に協議することにより緊張感を保持し、町民福祉に資するような議会運営に努めます。
	9-2	2 本会議及び委員会（以下「本議会等」という。）における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握した上で論点及び争点を明確にして行うものとする。	○本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	○今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
	9-3	3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式又は一括方式で行うことができる。	○本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	○今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
	9-4	4 前項の規定により質疑応答を一問一答方式で行う場合は、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。	○本会議及び委員会では、決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし質疑を行うように努めています。また、一問一答方式では執行部に対し答弁に必要な範囲内で反問権を与えています。	○今後も決められたルールに則り、論点及び争点を明確にし、町民にわかりやすい質疑を行うよう努めていきます。
第7章議会運営及び議会機能	12-1	（議員間討議による合意形成） 第12条 議会は、本会議等において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。	○これまでの協議会では、議員間討議を十分設けることができませんでした。	○議員間討議を行う議会運営に努める。重要案件においては、委員会にて審査するよう努めていきます。
	12-2	2 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例及び意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。	○総務常任委員会の活動は活発になってきています。議案等の審査及び審議については、全員協議会で行われています。	○委員会の設置目的が十分発揮される委員会運営に努めていきます。
	13	（議長及び副議長の所信表明） 第13条 議会は、議長及び副議長に対し、広報紙等においてその所信を表明する機会を設ける。	○議長、副議長の人事はその議会を大きく左右する重要なものであり、その所信については町民に広く表明するよう、議会だよりにて公表しています。	○今後も議会だより等において公表していきます。
	14	（議会事務局機能の充実） 第14条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。	○令和4年1月よりタブレットを導入し、ICT化により議会事務局機能の充実に努めています。	○今後も、様々な取り組みにより議会事務局機能の充実に努めていきます。
第8章議会改革の推進	15-1	第15条 議会は、社会状況の変化に適應するため、議会改革の推進に努めるものとする。	○議会改革にあたり、議会基本条例を制定し、政治倫理条例についても調査研究を始めています。	○社会状況の変化に適應するため、これからも議会改革の推進を進めていきます。
	15-2	2 議会は、議会改革を推進するため、全国の先進議会への視察、研究等を行うものとする。	○今期間においては、基本条例の見直しと改正を行ったため、視察は行っていません。	○現在制定を目指す政治倫理条例等、議会改革に必要な視察や研究を行なっていきます。
	15-3	3 議会は、ICT（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術を用いる。）を積極的に活用するものとする。	○令和4年1月よりタブレットを導入し、ICTの活用に努めています。現在は、協議会等の資料の配布や閲覧、議員間の連絡や意見聴取などに活用しています。	○今後もさらに活用できるように、議会での勉強会を行なっていきます。
第10章最高規範性	18	第18条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	○議会基本条例を最高規範と位置付け、基本条例に基づいた議会運営に努めています。	○今後も最高規範と位置付け、基本条例を尊重した議会運営に努めていきます。
第11章検証及び見直し手続	19-1	第19条 議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。	○今回、基本条例に基づき検証を行なっています。条例の目的が達成できたかの検証とともに、条例の見直しについても協議し、令和4年6月議会にて改正が行われました。	○今後とも、1年ごとに検証と見直しを行い、より良い議会、議会基本条例になるよう努めていきます。
	19-2	2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	○前項の検証と見直しの結果、令和4年6月議会にて改正を行いました。	○今後とも、改正の必要があれば措置を講じ、より良い議会基本条例の構築に努めていきます。